

# 日本オルゴナイト協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本オルゴナイト協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会は、英文では **Japan Orgonite Association** と表示する。

(目的)

第2条 本協会は、歴史のあるオルゴナイトを正しく安全に伝え、オルゴナイトを楽しみたい方に向けたワークショップや、ワークショップを開きたい方に向けた養成講座等を開催し「認定証」を発行する機関である。

(適用範囲)

第3条 この会則は、本協会に登録する者（以下「登録者」という。）すべてに適用する。

(活動内容)

第4条 本協会は次の各号に該当する活動を行う。

- (1) オルゴナイトに関する研究
- (2) オルゴナイトに関する情報発信
- (3) 講師の養成
- (4) インストラクターの養成
- (5) 各種ワークショップの実施
- (6) 各種講座の実施
- (7) 認定証の発行
- (8) 材料の提供
- (9) 講師のフォローアップのための講座（以下「フォローアップ会」という。）の実施
- (10) その他目的を達成するために必要な活動

## 第2章 登録

(登録)

第5条 本協会に登録を希望する者は、本協会が実施する講座を受講し、所定の登録申込書を代表理事あてに提出しなければならない。

2 登録に必要な講座は、別途定める。

(登録日)

第6条 本協会への登録日は、受講日もしくは通信講座セットの発送日とする。

(登録の費用)

第7条 登録を希望する者は、講座の受講日までに、次に定めるすべての費用を支払わなくてはならない。

(1) 講座の受講費

(2) 初年の登録費

2 前項に定める費用の金額および支払いの方法は、別途定める。

3 前々項に定める費用を支払わない者は、講座を受講できない。

(登録の手続き)

第8条 代表理事は、登録申込書を受領後すみやかに、登録を希望する者を名簿に記載する。

### 第3章 登録費

(登録費の更新日、金額および支払い方法)

第9条 本協会に登録した者は、登録費の更新日までに、毎年1年間の登録費を支払わなくてはならない。

2 登録費の更新日は、毎年登録日とする。

3 登録費の金額および支払いの方法は、別途定める。

4 支払われた登録費は、年次途中の登録解除等のいかなる理由があっても、返金しない。

### 第4章 講座および認定証

(講座)

第10条 本協会が実施する講座およびその受講資格は、別途定める。

2 講座の受講申し込みは、所定の申込書を代表理事あてに提出して行う。

3 本協会が実施する講座の名称および内容は、予告なく変更することがある。

4 本協会が実施する講座は、定員に満たない等の本協会側の事情により、開催しない場合がある。その場合の受講申し込みの取り扱いは、講座ごとに講師が定める。

5 受講申し込みをした講座に欠席する場合、講座のキャンセルおよび振替等の規定は講座ごとに講師が定める。

(認定証)

第11条 本協会は所定の講座の課程を修了した者に、認定証を発行する。

2 認定証は本協会の登録者でなくなった日に失効し、当該登録者は第13条に規定する登録者の権利および資格をすべて喪失する。認定証の回収および破棄の義務はないが、登録者でなくなった日以降、「本協会の登録者である」または「本協会に認定されている」ことを名乗ることはできない。

(受講費)

第12条 本協会が実施する講座の受講費は、別途定める。

2 講座の欠席等があった場合、支払われた受講費の取り扱いは、講座ごとに講師が定める。

## 第5章 登録者の権利および資格

(登録者の権利および資格)

第13条 登録者は次の各号に定める権利および資格を有する。

- (1) 「本協会の登録者である」または「本協会に認定されている」ことを名乗る権利
- (2) 本協会が実施する各種講座を受講する権利
- (3) 本協会認定のワークショップを主催する権利
- (4) フォローアップ会に参加する権利
- (5) 本協会のホームページに講師情報を掲載する権利
- (6) その他本協会が定める権利および資格

## 第6章 登録者の義務および禁止事項

(会則遵守義務)

第14条 登録者は、この会則を遵守しなければならない。

(安全配慮義務)

第15条 登録者は、自らが主催または参加するワークショップ等での薬品、材料、資材およびその他すべての物品について、安全性に十分配慮し、自らの責任において事故のないように努めなければならない。

2 登録者は、自らが主催または参加するワークショップ等の参加者に、薬品、材料、資材およびその他すべての物品の安全な使用方法およびアレルギーの可能性について事前に説明し、自らの責任において事故のないように努めなければならない。

(守秘義務)

第16条 登録者は、本協会の活動等を通じて知り得た情報等を、代表理事の事前の承諾なしに、第三者に開示または漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、登録解除した者においても同様とする。

(禁止事項)

第17条 登録者は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 法令に違反または違反するおそれのある行為
- (2) 本会則に違反または違反するおそれのある行為
- (3) 本協会が販売するすべての薬品、材料、型、資材およびその他すべての販売物の複製、改変、頒布、販売、貸与および使用許諾等をする行為
- (4) 他人の著作権またはその他の知的財産権を侵害する行為
- (5) オルゴナイトの効果および効用を語る行為
- (6) オルゴナイトの効果および効用を広告宣伝する行為
- (7) 宗教の布教、選挙運動、政治思想の普及または他の団体への勧誘を目的とする行為
- (8) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団に所属または暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に所属する行為
- (9) その他本協会の活動目的に適合しないと判断できる行為

## 第7章 登録解除

(登録解除)

第18条 登録の解除を希望する者は、所定の登録解除届を代表理事あてに提出し、いつでも任意に登録を解除することができる。

2 登録の解除を希望する者は、その年の登録費の更新日までに登録解除届を提出しない場合、新たに1年間の登録費を支払わなくてはならない。

(登録解除の承認)

第19条 代表理事は、原則として登録解除を拒否できない。

(登録解除の手続き)

第20条 代表理事は、登録解除届を受領した後すみやかに、当該登録者を名簿から抹消する。

(登録者の権利および資格の喪失)

第21条 登録解除した者は、登録解除届を提出したときに、第13条に定める登録者の権利および資格をすべて喪失する。認定証の回収および破棄の義務はないが、登録者でなくなった日以降、「本協会の登録者である」または「本協会に認定されている」ことを名乗ることはできない。

2 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録解除したものとみなす。当該登録者は登録者の権利および資格をすべて喪失する。

- (1) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 特段の事情なく、更新日までに登録費を支払わなかったとき
- (3) 次条に定める除名の決定を受けたとき

(除名)

第22条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、代表理事は、当該会員を除名することができる。

- (1) 第17条各号に定める禁止事項に該当するとき
- (2) 登録申込書に、虚偽の記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (3) 本協会の登録者として、ふさわしくないと認められる事実が発生したとき
- (4) その他除名が適当と認められる行為を行ったとき

2 除名された者が支払ったすべての金員は、いかなる理由があっても返金しない。

## 第8章 代表理事

(代表理事)

第23条 本協会には、代表理事をおく。

(代表理事の職務)

第24条 代表理事は、会務を総理し、本協会を代表する。

(代表理事の選任)

第25条 代表理事は、必要に応じて、本協会の運営に必要な者を選任することができる。

## 第9章 免責事項および登録者間の紛争

(免責事項)

第26条 本協会および代表理事は、本協会に関する活動中に登録者および受講者が受けた損害について、一切の責を負わない。

2 登録者は、本会則および法令に違反またはそれに類する行為によって本協会および代表理事に損害を与えた場合、その損害に対する責を負う。

3 本協会および代表理事は、登録者が主催または参加した講座およびワークショップ等において発生した傷害およびその他の事故について、一切の責を負わない。登録者は自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

(登録者間の紛争)

第27条 本協会および代表理事は、登録者間に生じた紛争について、一切の責を追わない。

2 本協会および代表理事は、登録者間に生じた紛争について、一切関知しない。登録者は自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

## 第10章 著作権等の知的財産権に関する権利

(著作権等の知的財産権に関する権利)

第28条 本協会が実施する講座に含まれるノウハウ、アイデア、手法およびその他一切の情報ならびに講座で使用する名称、標章、教材、薬品、材料、型、資材およびその他すべての物品（以下あわせて「講座内容」という。）に関する一切の著作権等の知的財産権は、本協会が保持する。

2 本協会が開発および販売を行うすべての教材、薬品、材料、型、資材およびその他すべての物品（以下あわせて「開発販売物等」という。）に関する一切の著作権等の知的財産権は、本協会が保持する。

3 登録者および受講者は、本協会が許諾する範囲において、講座内容および開発販売物等を使用し活動することができる。

4 登録者および受講者は、本協会が許諾する範囲外もしくは本協会の目的外で講座内容および開発販売物等を使用、複製、改変、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳および使用許諾等をしてはならない。

## 第11章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第29条 本協会はプライバシーの保護を重視し、登録者、登録解除者、受講者ならびに本協会に関わるすべての人の個人情報を保護する。法令に定める場合を除き、個人の同意なしに、個人情報を第三者に開示または提供しない。

2 本協会が知り得た個人情報は、本協会の活動および目的のためにのみ利用する。

3 登録解除その他事情により不要となった個人情報は、本協会の責任において削除または破棄等適切に処分する。

## 第13章 雑則

(所在地および事務局)

第30条 本協会の所在地および事務局は、長野県松本市里山辺1549-1 柏葉ビル20

2におく。

(会則の変更)

第31条 この会則の改正は、代表理事が必要と認めたときに行う。

(その他)

第32条 この会則に定めるもの他、必要な事項は別途に定める。

付 則

- 1 この会則は、平成28年9月22日から施行する。
- 2 この会則は、平成31年4月22日に一部改正する。